在宅療養支援診療所の評価

1 基本的考え方

- 高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所を設け、
 - 在宅療養支援診療所が在宅医療における中心的な役割を担うこととし、これを患家に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診及び訪問看護等を提供できる体制を構築するとともに、
 - このような場合に在宅療養患者を対象とした診療報酬点数において高い 評価を行う。

2 具体的内容



○ 以下の要件を満たす医療機関は、在宅療養支援診療所として地方社会保険 事務局長に届け出ることができることとする。

[在宅療養支援診療所の要件]

- 保険医療機関たる診療所であること
- ・ 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先 を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- ・ 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員 (ケアマネジャー) 等と連携していること
- ・ 当該診療所における在宅看取り数を報告すること 等

在宅療養支援診療所とその他の保険医療機関での評価の比較

現行

改正案

			700	1.	W 工 未	
項目	現行	点 数	診療所	病院	在宅療養支 援診療所	その他の 保険医療 機関
退院指導料	300	退院時	0	0		
退院時共同指導料	150	退院時	0	0] _	_
在宅患者入院共同指導料	(І)310 (П)140	入院中	O (I)	O (II)		
退院時共同指導加算	(I)290 (П)360	退院時	O (I)	O (II)	© 1	0
寝たきり老人退院時共同指導料	(I)600 (II)140		0(1)	O (II)		
往診料	650	1回につき	0	0	0	0
緊急往診加算 (時間内、夜間、深夜)	(時間内)325 (夜間)650 (深夜)1,300	1回につき	0	0	0	0
診療時間加算	100	30分ごと	0	0	0	0
死亡診断加算	200	死亡日	0	0	0	0
在宅患者訪問診療料	830	1日につき	0	0	0	0
診療時間加算	100	30分ごと	0	0	0	0
在宅ターミナルケア加算	1,200	死亡日	0	0	0	0
死亡診断加算	200	死亡日	0	0	0	0
* 特定施設入居者生活介護の指 定を受けているケアハウスや有 料老人ホームの入居者で末期 の悪性腫瘍の者			×	×	0	×
訪問看護指示料	300	月1回	0	0	0	0
* 特別養護老人ホームの入所者 で末期の悪性腫瘍の者			×	×	0	×
在宅時医学管理料(在医管)	3,360	月1回	0	0%1	0	O %2
在宅末期医療総合診療料 (在医総)	処方せんあり 1,495点 処方せんなし 1,685点	(1週間を単 位として算	0	0	0	×
寝たきり老人在宅総合診療料 (在総診)	処方せんあり 2,290点 処方せんなし 2,575点	月1回	0	×	©	O %2
在宅ターミナルケア加算	1,200	死亡日	0	×	0	0%2
緊急時入院体制加算	100		0	×		
24時間連携体制加算	(I)1,400 (II)1,400 (III) 410		0	×	- % 3	_
注)「◎」はその他の保険医療機	◎」はその他の保険医療機関より高い評価となるもの、「○」は現行並の評価となるもの				<u>の</u>	

注)「◎」はその他の保険医療機関より高い評価となるもの、「○「×」は算定できないもの、「一」は廃止となるもの。
※1)許可病床数が200床未満の病院に限る。
※2) 在医管と在総診の再編により、200床未満の病院が追加となる。
※3) 在宅療養支援診療所の要件とし、高く評価することとする。

入院から在宅療養への円滑な移行の促進

1 基本的考え方

○ 入院から在宅における療養への円滑な移行を促す観点から、入院患者に対する退院後の療養上必要と考えられる指導について、診療報酬体系を簡素化する観点も踏まえ、現行の退院指導料、退院時共同指導料等を再編・統合する中で、在宅療養支援診療所の医師や訪問看護を行う看護職員等の多職種が共同して行う指導については、評価を引き上げる。

2 具体的内容

現行

【在宅患者入院共同指導料(I)】310点 ・退院時共同指導加算 290点 診療所において、在医管等を算定してい る患者が急変等により病院に入院し、そ の入院先の医師と共同して指導した場合 及び退院に際して指導した場合 改正案

【地域連携退院時共同指導料 (I)】 (紹介元の医療機関が算定)

1 在宅療養支援診療所の場合

1,000点

2 1以外の場合 600点 退院後の療養を支援する医師が、入院医 療機関の医師及び連携する訪問看護ステ ーションの看護師等と共同して、退院予 定の患者の在宅療養に関し、患者又は家 族等に対し説明・指導を行い、その内容 について文書にて提供した場合

注 1入院につき1回算定できる。ただ し、在宅療養支援診療所の医師が、一 定の重症患者に対し、入院先の医療機 関に赴いて、2回以上の指導を行った 場合は、2回まで算定できる。

【在宅患者入院共同指導料(Ⅱ)】 140点 ・退院時共同指導加算 360点 診療所において、在医管等を算定してい

診療所において、任医官等を昇足している患者が急変等により病院に入院し、入院先の医師が、主治医と共同して指導した場合及び退院に際して指導した場合

【地域連携退院時共同指導料(Ⅱ)】

(入院先の病院が算定)

- 1 在宅療養支援診療所の場合 500点
- 2 1以外の場合 300点 入院医療機関の医師が、退院後の療養を 支援する医師及び連携する訪問看護ステ ーションの看護師等と共同して、退院予

新

新

定の患者の在宅療養に関し、患者又は家 族等に対し説明・指導を行い、その内容 について文書にて提供した場合

(地域連携退院時共同指導料に統合)

【寝たきり老人退院時共同指導料(I)】

600点

【寝たきり老人退院時共同指導料(Ⅱ)】

140点

入院中の寝たきり状態の患者に対して、 退院後の診療所の主治医と入院医療機関 の医師が、退院に際し共同して診療した 場合(主治医の診療所は(I)を、入院 医療機関は(II)を算定)

【訪問看護療養費】

・退院時共同指導加算 2,800円 保険医療機関等又は介護老人保健施設に 入院中又は入所中で、訪問看護を受けよ うとする患者に対し、退院又は退所にあ たって、主治医や職員と訪問看護ステー ションの看護師等が共同で、居宅におけ る療養上必要な指導を行った場合

【訪問看護療養費】

- 地域連携退院時共同指導加算
- 1 在宅療養支援診療所と連携した場合 6,000円
- 2 1以外の場合 4,200円 保険医療機関等又は介護老人保健施設に 入院中又は入所中で、訪問看護を受けよ うとする患者に対し、退院又は退所に当 たって、医師及び訪問看護ステーション の看護師等が共同して、居宅における療 養上必要な指導を行った場合

【退院指導料】

300点

1ヶ月以上入院した患者に対し、医師が退院時に指導を行った場合

(廃止)

【退院時共同指導料】

150点

医師、看護師等が、訪問看護ステーション の看護師等と共同して退院指導を行った 場合 (廃止)

新

在宅療養における24時間対応体制の評価

1 基本的考え方

○ 現行制度においては、複数の医師の連携等により、寝たきり老人在宅総合 診療料の24時間連携体制加算が算定されている場合であっても、実際には、 患家の求めに応じて対応ができない事例もあることから、複数の医師の連携 等により患家の求めに応じて確実に24時間対応できる体制に係る評価を 設ける。

- 在宅時医学管理料及び寝たきり老人在宅総合診療料を再編し、在宅時医学 総合管理料を新設する中で、
 - 在宅療養支援診療所である場合については、24時間患家の求めに応じて往診又は訪問看護が提供できる体制に係る評価を引き上げる。
 - 在宅療養支援診療所又は連携先の他の保険医療機関等から患家の求めに 応じて提供される往診又は訪問看護について、緊急の場合等の往診又は訪問看護に対する評価を引き上げる。

現行	改正案			
【寝たきり老人在宅総合診療料】(月1回)	【在宅時医学総合管理料】(月1回)			
イ 処方せん交付する場合	1 在宅療養支援診療所の場合			
2, 290点	イ 処方せんを交付する場合			
ロ 処方せん交付しない場合	4, 200点			
2, 575点	ロ 処方せん交付しない場合			
	4,500点			
・24時間連携体制加算(I) 1,400点	2 1以外の場合			
同一医療機関の複数の医師による体制	イ 処方せんを交付する場合			
・24時間連携体制加算(II) 1, 400点 入院医療機関との連携による体制	2, 200点 ロ 処方せん交付しない場合			
ストラムには、	2, 500点			
・24 時間連携体制加算(III) 4 1 0 点 地域医師会等による連携体制	注1 診療所又は200床未満の病院に おいて、寝たきり状態の患者又は通院			
【在宅時医学管理料】(月1回) 3,360点	困難な患者に対して、訪問診療を月2 回以上行った場合に算定できる。			

・常時、往診、訪問看護又は電話等により、 対応できる体制を有していること	注2 1の口又は2の口を算定する場合は、投薬の費用は所定点数に含まれる。 ・重症者加算(月1回) 1,000点一定の重症患者に対し、医師による往診又は訪問診療を月4回以上行った場合に算定できる。
【往診料】 650点 ・緊急に行う往診	【往診料】 650点 ・緊急加算
100分の50に相当する点数を加算	1 在宅療養支援診療所の場合
	650点
	2 1以外の場合 325点
・夜間(深夜を除く。)の往診	• 夜間加算
100分の100に相当する点数を加算	1 在宅療養支援診療所の場合
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1,300点
	2 1以外の場合 650点
・深夜の往診	・深夜加算
100分の200に相当する点数を加算	1 在宅療養支援診療所の場合
	2, 300点
	2 1以外の場合 1,300点
【在宅患者訪問看護・指導料】(1日につき) 1 保健師、助産師又は看護師による場合 イ 週3日目まで 530点 ロ 週4日目以降 630点 2 准看護師による場合 イ 週3日目まで 480点 ロ 週4日目以降 580点	【在宅患者訪問看護・指導料】(1日につき) 1 保健師、助産師又は看護師による場合 イ 週3日目まで 530点 ロ 週4日目以降 630点 2 准看護師による場合 イ 週3日目まで 480点 ロ 週4日目以降 580点 ・緊急訪問看護加算(1回につき) 265点 緊急の患家の求めに応じて、在宅療養支援 診療所の医師の指示により、保険医療機関
【訪問看護療養費】基本療養費(I) 看護師等 5,300円 准看護師 4,800円	等の看護師等が訪問した場合に、1日につき1回に限り算定できる。 【訪問看護療養費】基本療養費(I) 看護師等 5,300円 准看護師 4,800円 ・緊急訪問看護加算 2,650円 緊急の患家の求めに応じて、在宅療養支援 診療所の医師の指示により、訪問看護ステ

ーションの看護師等が訪問した場合に、1 日につき1回に限り算定できる。

○ 在宅末期医療総合診療料については、現在、常時、往診、訪問看護又は電話等により対応できる体制を有していることが算定要件となっているが、これを在宅療養支援診療所であることに改める。

【 Ⅱ-1 (在宅医療に係る評価について) -4 】

患者の重症度等を反映した訪問看護の評価の見直し

1 基本的考え方

○ 現在、訪問看護における重症者管理加算及び在宅移行管理加算については、 一定の状態にある患者について、一律に評価を行っているが、診療報酬調査 専門組織の医療機関のコスト調査分科会における調査結果を踏まえ、重症度、 処置の難易度等の高い患者については、評価を引き上げる。

2 具体的内容

現行	改正案				
【重症者管理加算】 2,500円/月 【在宅移行管理加算】 250点/月	【重症者管理加算】 5.000円/月 【在宅移行管理加算】 500点/月				
・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理	・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用している状態にある者・留置カテーテルを使用している状態にある者				
・在宅自己導尿指導管理 ・在宅人工呼吸指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態にある者 ・ドレーンチューブを使用している状態にある者 ・留置カテーテルを使用している状態にある者	【重症者管理加算】 2,500円/月 【在宅移行管理加算】 250点/月 ·在宅自己腹膜灌流指導管理 ·在宅血液透析指導管理 ·在宅酸素療法指導管理 ·在宅中心静脈栄養法指導管理 ·在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ·在宅自己導尿指導管理 ·在宅人工呼吸指導管理 ·在宅持続陽圧呼吸療法指導管理				
者 - 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している患者	 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・ドレーンチューブを使用している状態にある者 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 者 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している 				

患者

【 Ⅱ-1 (在宅医療に係る評価について) -⑤ 】

在宅におけるターミナルケア及び看取りに係る評価の見直し

1 基本的考え方

- 患者が身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、 在宅におけるターミナルケアをより評価する。
- 在宅における療養を補完的に支援する入院医療を評価する観点から、在宅 末期医療総合診療料の算定に係る入院医療の取扱いを見直す。

2 具体的内容

○ 在宅におけるターミナルケアに係る評価の要件を見直し、在宅療養支援診療所が関与する場合の評価を引き上げる。

現行	改正案
【在宅患者訪問診療料】	【在宅患者訪問診療料】
・ターミナルケア加算 1,200点	・ターミナルケア加算(I)
	10,000点
	・ターミナルケア加算(II) 1, 200点
1ヶ月以上訪問診療を実施し、ターミ	死亡前2週間以内に死亡日を除いて複
ナルケアを行った場合に算定できる。	数回の往診又は訪問診療を行った患者に
	対してターミナルケアを行った場合は、
	(Ⅱ)を算定できる。
	上記に加え、在宅療養支援診療所の医
	師が、死亡前24時間以内に訪問して看
	取った場合は、(I)を算定できる。
【在宅患者訪問看護・指導料】	【在宅患者訪問看護・指導料】
・ターミナルケア加算 1,200点	・ターミナルケア加算(I)
	1,500点
	・ターミナルケア加算(Ⅱ) 1, 200点
1ヶ月以上訪問看護を実施し、その死	死亡前2週間以内に死亡日を除いて複
亡前24時間以内にターミナルケアを行	数回の訪問看護を行い、かつ、死亡前2
った場合に算定できる。	4時間以内にターミナルケアを行った場
	合は、(Ⅱ)を算定できる。
	上記について、在宅療養支援診療所の

	医師と連携しその指示を受けて行った場
	合は、(I)を算定できる。
【訪問看護療養費】	【訪問看護療養費】
・ターミナルケア療養費 12,000円	・ターミナルケア療養費(I)
	15,000円
	・ターミナルケア療養費(Ⅱ)
	12,000円
1ヶ月以上ターミナルケアを行い、在	死亡前2週間以内に死亡日を除いて複
宅で看取った場合に算定できる。	数回の訪問看護を行い、かつ、死亡前2
	4時間以内にターミナルケアを行った場
	合は、(Ⅱ)を算定できる。
·	上記について、在宅療養支援診療所の
	医師と連携しその指示を受けて行った場
	合は、(I)を算定できる。

○ 現在、在宅末期医療総合診療料については、在宅医療と入院医療とが混在 した週は算定できない取扱いとなっているが、在宅療養支援診療所に入院し、 ターミナルケアを継続している場合は、在宅末期医療総合診療料を算定でき ることとする。この場合においては、当該月の入院医療に係る費用は、別に 算定できないこととする。

【 Ⅱ-1 (在宅医療に係る評価について) -⑥ 】

自宅以外の多様な居住の場におけるターミナルケアの推進

1 基本的考え方

○ 地域において、自宅以外にもケアハウス等の多様な居住の場が整備されて きており、このような多様な居住の場におけるターミナルケアを推進する観 点から、訪問診療及び訪問看護の算定要件を緩和する。

- 介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウス や有料老人ホームの入居者であっても、末期の悪性腫瘍の患者については、 在宅療養支援診療所に係る医師が訪問診療を行う場合には、在宅患者訪問診 療料を算定できることとする。
- 特別養護老人ホームの入所者であっても、末期の悪性腫瘍の患者については、在宅療養支援診療所に係る医師が訪問診療を行う場合やその指示に基づき訪問看護等を行う場合には、在宅患者訪問診療料及び在宅患者訪問看護・ 指導料等又は訪問看護療養費を算定できることとする。
- 医療保険による訪問看護の給付対象について、「医療機関からの訪問看護であるか訪問看護ステーションからの訪問看護であるか」及び「訪問看護の提供先が自宅、ケアハウス、有料老人ホーム、グループホーム等のいずれであるか」によって、急性増悪等により医師の特別指示書が出ている場合(14日間を限度)に限られるのか、末期の悪性腫瘍及び難病等の場合も対象となるのかが分かれていた取扱いを改め、すべての場合について、末期の悪性腫瘍及び難病等の場合も、医療保険による訪問看護の給付対象とすることとする。

要介護認定者に対する訪問診療・訪問看護の給付について

【現 行】

	医師の 配置基準	看護師等の 配置基準	病院・診療所から の訪問看護	訪問看護ステーション からの訪問看護	訪問診療
自 宅	×	×	X _{※1}	× _{※1}	0
ケアハウス・有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護以外)	×	×	× <u>*</u> 1	× _{※1}	0
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	×	×	× <u>*</u> 1	× _{※2}	0
ケアハウス・有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	×	0	× * 2	X	× _{*3}
特別養護老人ホーム	0	0	×	×	× _{*4}
介護老人保健施設	0	0	×	×	×
介護療養型医療施設	0	0	×	×	×

- ※1 末期の悪性腫瘍及び難病等並びに急性増悪等により医師の特別指示書が出ている場合 (14日間を限度)は医療保険の適用となる。
- ※2 急性増悪等により医師の特別指示書が出ている場合(14日間を限度)は医療保険の 適用となる。
- ※3 医師又は看護婦等が配置されている施設に入居している患者は算定の対象としない。
- ※4 保険医が配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の 専門外にわたるもので、特に診療を必要とする場合には算定できる。

【改正案】

	医師の 配置基準	看護師等の 配置基準	病院・診療所から の訪問看護	訪問看護ステーション からの訪問看護	訪問診療
自 宅	×	×	Δ	Δ	0
ケアハウス・有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護以外)	×	×	Δ	Δ	0
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	×	×	Δ	Δ	0
ケアハウス・有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	×	0	Δ	Δ	
特別養護老人ホーム	0	0	A //		4
介護老人保健施設	0	0	×	×	×
介護療養型医療施設	0	0	×	×	×

- △ 末期の悪性腫瘍及び難病等並びに急性増悪等により医師の特別指示書が出ている場合 (14日間を限度)は医療保険の適用となる。
- ▲ 末期の悪性腫瘍の患者で、在宅療養支援診療所に係る医師が訪問診療を行う場合 又はその指示に基づき訪問看護を行う場合は医療保険の適用となる。

【 Ⅱ-2 (初再診に係る評価について) -① 】

初再診料、外来診療料等の見直し

1 基本的考え方

- 病院及び診療所の初再診料の点数格差について、患者の視点から見ると、 必ずしも病院及び診療所の機能分化及び連携を推進する効果が期待できないのではないかとの指摘があることを踏まえ、所要の見直しを行う。
- 外来診療料について、糖代謝に係る他の検査の取扱いとの整合を図る観点 を踏まえ、包括範囲の見直しを行う。

- 初診料については、病院の評価を引き上げる一方、診療所の評価を引き下げて、病院及び診療所の点数を統一する。
- 再診料については、病院の評価を引き下げる以上に診療所の評価を引き下げて、病院及び診療所の点数格差を是正するとともに、継続管理加算を廃止する。併せて、外来診療料について、再診料に係る評価の見直しに併せて評価を引き下げる。
- 外来診療料については、血液形態・機能検査としてヘモグロビンA 1c が包括されているが、ヘモグロビンA 1c と同時に実施した場合は主たるもののみ算定するとされているフルクトサミン、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトールは包括されていないことから、外来診療料とは別に算定できて不合理であるとの指摘があることを踏まえ、他の診療報酬項目との整合を図る観点から、ヘモグロビンA 1c を包括範囲から除外する。

初診料 病院の場合 255点 270点 診療所の場合 274点

再診料 病院の場合 58点 → 57点

診療所の場合 73点 → 71点

·継続管理加算 5点 → 廃止

外来診療料 72点 → 70点

* ヘモグロビンA 10 を包括範囲から除外

紹介患者加算の廃止

1 基本的考え方

- 紹介患者加算に係る紹介率については、
 - 医療機関の類型により、複数の算定式が存在すること
 - 同一の病院であっても医療法上の算定式に基づく紹介率と診療報酬上の 算定式に基づく紹介率とが存在すること
 - ・ 救急医療を積極的に取り組むほど紹介率が低下することなど、必ずしも合理的でないとの指摘がある。
- また、紹介患者加算については、紹介率等に応じて6区分に細分化されていて複雑な体系となっており、また、医療機関の機能分化・連携に対して必ずしも十分寄与していないのではないかとの指摘もあることから、初診料の紹介患者加算を廃止する。

2 具体的内容

○ 初診料に係る病院紹介患者加算を廃止するとともに、併せて診療所紹介患者加算を廃止する。その際、特定機能病院及び地域医療支援病院については、 医療法上、紹介率に着目して承認要件が定められていることを踏まえ、入院 料等において別途評価を行う。

【 II-2 (初再診に係る評価について) -3 】

同一医療機関・同一日の複数診療科受診時の評価

1 基本的考え方

○ 同一医療機関において、同一日に複数の診療科を受診した場合は、初診料 又は再診料を1回のみ算定することとされているが、診療に要する費用、他 医療機関の受診との整合性、効率的な医療提供、患者の便益等の観点から、 同一医療機関における同一日の複数診療科受診について評価を行うことと する。

- 〇 同一医療機関において、同一日に複数の診療科を受診した場合は、2つ目の診療科の初診に限り、所定点数の100分の50に相当する点数を算定することとする。
 - * なお、総合診療外来等については、1つ目の診療科とはみなさない。
 - * 2つ目の診療科の初診については、加算点数は算定できない。